

徳島県告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の 所 在 地	指定に係る 事業所の名称		指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
社会福祉法人すだち会	徳島市大原町余慶 一―五	大神子訪問看護ス テーション		徳島市大原町余慶七 一―二	小松島市田浦町字近 里八五―二	訪問看護 介護予防訪問看護	令和七年四月一日